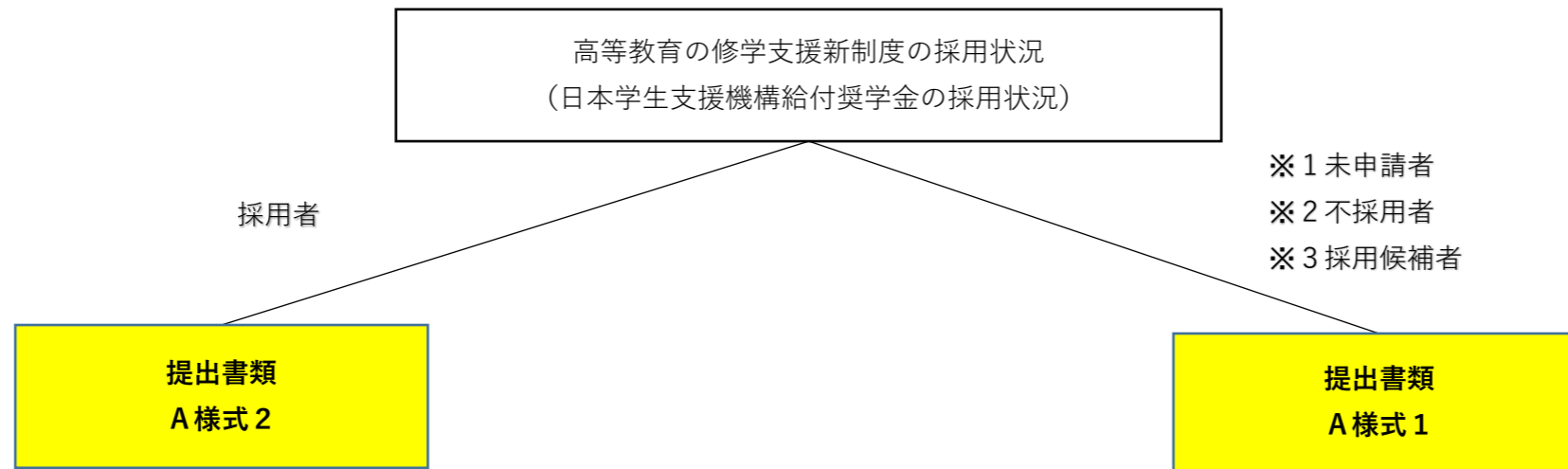


<参考> 令和3年度前期授業料免除申請提出書類フローチャート（4、5年生、専攻科1年生）



※1 高等教育の修学支援新制度の授業料免除に申請を希望される方で、まだ、日本学生支援機構給付奨学金に申請されていない方は、4月に日本学生支援機構給付奨学金の説明会を行います。必ず、説明会に参加し給付奨学金の申請を行ってください。申請がない場合は、不採用となり授業料免除が受けられませんのでご注意ください。

※2 高等教育の修学支援新制度による令和3年度後期授業料免除申請者のうち、家計基準による不採用となった方について、令和4年度前期の授業料免除申請に関する家計基準は、前回同様令和2年1月1日～12月31日の収入に基づく令和3年度住民税情報で審査が行われます。

※3 令和4年度給付奨学金採用候補者の方は、今回初めて高等教育の修学支援新制度の対象となるため、A様式1の書類を提出してください。